

岩手県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

岩手県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

岩手県障害者施策推進協議会条例（昭和48年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員<u>12人</u>以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはか<u>って</u>定める。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(部会)</u></p> <p><u>第5条</u> 協議会に、部会を置くことができる。</p> <p><u>2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。</u></p> <p><u>3 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</u></p> <p><u>4 前2条の規定は、部会について準用する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に<u>諮</u>って定める。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。